

8 水 漁 第 594 号
令和 8 年 7 月 29 日

全国漁業協同組合連合会代表理事会長 殿

水産庁漁政部水産経営課長

令和 8 年熊本地震による災害に関する被害漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既往債務の償還猶予等について（依頼）

天災による被害漁業者等に対する融資につきましては、常々格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

令和 8 年熊本地震による災害に関する被害を受けた漁業者等においては、漁業経営等に支障を来すことが懸念されているところであります。

つきましては、漁業者等の被害の実情、漁業経営への影響等を十分御理解の上、被災地における被害漁業者等の資金繰りに重大な支障が生じないように、窓口における親身な対応、適時適切な貸出し、担保徴求の弾力化、既往債務に係る償還猶予等の条件変更につきまして、引き続き被害漁業者等の実情に応じた十分な対応に努めていただくよう、特段の御配慮をいただくとともに、貴連合会傘下融資機関に対しても、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、よろしくお願いいたします。

8 水 漁 第 594 号
令和 8 年 7 月 29 日

全国漁業信用基金協会理事長 殿

水産庁漁政部水産経営課長

令和 8 年熊本地震による災害に関する被害漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既往債務の償還猶予等について（依頼）

天災による被害漁業者等に対する保証業務につきましては、常々格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

令和 8 年熊本地震による災害に関する被害を受けた漁業者等においては、漁業経営等に支障を来すことが懸念されているところであります。

つきましては、漁業者等の被害の実情、漁業経営への影響等を十分御理解の上、被災地において被害漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等が図られますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

8 水 漁 第 594 号
令和 8 年 7 月 29 日

長崎県漁業信用基金協会理事長 殿

水産庁漁政部水産経営課長

令和 8 年熊本地震による災害に関する被害漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既往債務の償還猶予等について（依頼）

天災による被害漁業者等に対する保証業務につきましては、常々格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

令和 8 年熊本地震による災害に関する被害を受けた漁業者等においては、漁業経営等に支障を来すことが懸念されているところであります。

つきましては、漁業者等の被害の実情、漁業経営への影響等を十分御理解の上、被災地において被害漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等が図られますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

8 水 漁 第 594 号
令和 8 年 7 月 29 日

各県水産主務部長（別記参照） 殿

水産庁漁政部水産経営課長

令和 8 年熊本地震による災害に関する被害漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既往債務の償還猶予等について（依頼）

令和 8 年熊本地震による災害に関する被害を受けた漁業者等においては、漁業経営等に支障を来することが懸念されているところであります。

このため、当該漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既往債務の償還猶予等の依頼を、別紙のとおり関係団体等に対し行ったところです。

つきましては、貴県におかれましても、このことを御了知いただくとともに、当該漁業者等及び関係漁業協同組合等に対し、適切な指導、助言等をよろしくお願いいたします。

別記

熊本県水産主務部長
大分県水産主務部長
福岡県水産主務部長
長崎県水産主務部長
佐賀県水産主務部長
宮崎県水産主務部長
鹿児島県水産主務部長